

医福審一老・介合同
11.2.22 038

写

厚生省発老第14号
平成11年2月22日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形昭弘 殿

厚生大臣 宮下創平

諮詢書

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を別添要綱のとおり一部改正することについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の2の2及び第17条第1項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

(別添)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正案要綱

1. 運営の基本原則（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものでなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、その事業を運営するに当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

（1）施設長（常勤）

ただし、施設長に代わり得る常勤の職員が配置されている場合は、隣接の社会福祉施設等と兼務可

（2）医師（非常勤可）

入所者全員の健康管理、療養上の指導を行うために必要な数

（3）生活相談員（常勤）

100：1以上

(4) 介護職員

(5) 看護職員

上記(4)、(5)の配置は、入所者数：職員数=3：1以上とする。

※ ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。

うち看護職員は、

30人までは 1人

50人までは 2人

130人までは 3人

131人以上は、50人又はその端数を増すごとに1名増 とする。

- ・ 看護職員 1名以上の常勤配置
- ・ 介護職員は、夜勤を含め常時1名以上の常勤配置

(6) 栄養士

1人以上（隣接の社会福祉施設等との兼務可）

40人以下の施設は、他の社会福祉施設等との兼務又は地域の栄養指導員との連携が図られれば、配置しなくても可

(7) 機能訓練指導員

1人以上（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

(8) 調理員、事務員等その他従事者

必要に応じた適当数

3. 設備に関する基準

(1) 規模

入所定員20人以上（他の入所型の社会福祉施設等と一体的に設置する場合は、10人以上）

(2) 建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物(平屋は、準耐火建築物可)

(3) 設備（他の社会福祉施設等の設備を利用するなど、処遇に支障がない場合は、一部未設置可）

居室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、サービスステーション、看護婦室、機能訓練室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、静養室、面接室、介護材料室、その他靈安室・事務室・宿直室等の設備

(4) 居室

- ① 地階は不可、寝台設備・収納設備の設置
- ② 居室床面積 入所者1人当たり、 10.65m^2 以上
個室の場合 入所者1人当たり、 13.55m^2 以上
- ③ 避難口の設置、外気窓の設置（床面積の1/14以上）
- ④ 4人以下（個室を設ける場合は、隣接して談話等のできる共有部分を確保）

(5) 静養室

- ① 静養室の目的明記
- ② 看護婦室またはサービスステーションに近接、居室の基準準用

(6) 浴室

身体の不自由な方に適したもの、一般浴槽のほか特別浴槽の設置

(7) 便所

居室のある階ごと、居室に近接、身体の不自由な方に配慮したもの

(8) 洗面所

居室のある階ごと、身体の不自由な方に配慮したもの

(9) 医務室

- ① 医療法に基づく診療所であること
- ② 医薬品、衛生材料、医療器具、臨床検査器具の設置

(10) サービスステーション（介護職員室）

- ① 居室のある階ごとで居室に近接
- ② 必要な設備、備品を備えること

(11) 食堂

機能を十分に發揮し得る適當な広さ

(12) 機能訓練室

- ① 機能を十分に發揮し得る適當な広さ
- ② 必要な器械・器具の設置

上記食堂と機能訓練室については、

- ・ 合計した面積が利用者1人当たり 3 m^2 以上であること
- ・ サービスを提供する際には、所定の面積を専有可能であること
- ・ 必要な設備、器具を備えることとする。

(13) その他

- ・ 3階以上に居室、浴室等を設置する場合には、3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（車いす及びストレッチャーが通行できる幅のあるバルコニー及び外部避難階段を有する場合又は防災上有効な傾斜路を有する場合は、1以上）有すること
- ・ 廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上
- ・ 常夜灯の設置、ゆるやかな階段傾斜
- ・ 2階以上傾斜路の設置（ただし、エレベーターの設置の場合は、不要）
- ・ 居室、静養室、便所に通報設備（ナースコール等）の設置
- ・ 階段、廊下の手すりの設置

※ 施行の際現に存する特別養護老人ホームについては、1人当たりの居室面積、居室の定員及び食堂・機能訓練室の面積に関し、これらに係る規定にかかわらず、なお従前の例による。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 入退所（新規）

<サービス提供困難時の対応>

特別養護老人ホームは、入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

<心身の状況等の把握>

特別養護老人ホームは、入所に際しては、その者的心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

<居宅における日常生活が可能か否かの検討>

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討しなければならない。
- ・ 前項の検討に当たっては、介護職員、看護職員、生活相談員等の職員の間で協議しなければならない。

<退所時の援助>

特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められる者に対しては、入所者及び家族等の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で退所に必要な援助を行わなければならない。

<関係機関等との連携>

特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族等に対し、適切な指導を行うとともに、関係機関等への情報の提供及び地域の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

② 施設サービス計画の作成（新規）

- ・ 特別養護老人ホームのサービスの実施に当たっては、入所者の心身の状況、入所者及びその家族の意向を踏まえ、かつその同意を得た施設サービス計画を作成する。

- 施設サービス計画は、入所者の要介護状態を踏まえながら、必要に応じて、適切な見直しを行わなければならない。

③ サービスの取扱方針（新規）

- 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 特別養護老人ホームの従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 特別養護老人ホームは、サービスの提供に当たっては、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

④ 介護（第21条）

- 介護の提供に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行わなければならない。
(新規)
- 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。（第17条）
- 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。（新規）
- 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、上記の他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。（新規）
- ・ 特別養護老人ホームは、その入所者に対して、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。（新規）

⑤ 食事の提供

- ・ 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。（第14条）
- ・ 入所者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。（新規）

⑥ 機能訓練（第17条）

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

⑦ 健康管理

- ・ 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとらなければならない。（第22条）
- ・ 特別養護老人ホームの医師は、入所者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。（新規）

⑧ 相談・援助（第17条；生活指導）

- ・ 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

⑨ 社会生活上の便宜の提供等（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。（第17条）
- ・ 特別養護老人ホームは、日常生活上必要な行政機関における諸手続きなどについて、入所者及び家族が行うことが困難な場合は、入所者の同意の下でその代行事務等を行わなければならない。（新規）
- ・ 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。（新規）

⑩ 入所者の入院期間中の取扱い（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者について、病院、診療所等に入院の必要が生じた場合であって、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者の意向を踏まえて、その者に対し、必要に応じ日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所できるようにしなければならない。

（2）サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 施設長の責務（新規）

- ・ 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- ・ 特別養護老人ホームの施設長は、従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

② 運営規程（第7条；管理規程）

- ・ 特別養護老人ホームは、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務内容
 - 三 入所者の定員
 - 四 入所者に対するサービスの内容、利用料及びその他の費用の額
 - 五 施設利用に当たっての留意事項
 - 六 非常災害対策
 - 七 その他施設の運営に関する重要な事項

③ 勤務体制の確保等（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。（新規）
- ・ 特別養護老人ホームの職員は、当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（第6条）
- ・ 特別養護老人ホームは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。（新規）

④ 定員の遵守（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、認可を受けた入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑤ 非常災害対策（第8条）

- ・ 特別養護老人ホームは、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

⑥ 衛生管理

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。（第16条）
- ・ 特別養護老人ホームは、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（新規）

⑦ 協力病院

- ・ 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。（第23条）
- ・ 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。（新規）

⑧ 秘密保持等（新規）

- ・ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑨ 苦情処理（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の必要な措置を講じなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

⑩ 地域等との連携（新規）

- ・ 特別養護老人ホームの運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力をを行うなど地域との交流に努めなければならない。

⑪ 損害賠償（新規）

- ・ 特別養護老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

⑫ 記録の整備（第9条；帳簿等の整備）

- ・ 特別養護老人ホームは、施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ・ 特別養護老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。